

開催期日 平成30年9月14日

開催場所 中島村役場 2階会議室

## 中島村農業委員会議事録

中島村農業委員会

中島村農業委員会議事録

## 1. 会議開散会の日時及び場所

開 会 平成30年9月14日 午後1時30分  
閉 会 平成30年9月14日 午後2時00分  
場 所 中島村役場 2階会議室

## 2. 会議に提出した議案

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について

議案第3号 農用地利用集積計画に対する意見の決定について

議案第4号 中島農業振興地域整備計画の変更[農振除外]（案）について

## その他の事項

## 3. 会議を組織する者及び委員の出欠状況

定員10名中・出席者10名・欠席者0名（出欠者名 別紙のとおり）

## 4. 会議に参与した者

中島村農業委員会事務局長 本間俊一

## 5. 会議書記

中島村農業委員会局長補佐 近藤修

## 6. 開 会

### 事務局長

事務局長として、只今から平成30年第9回の農業委員会を開催する旨を宣した。

### 会長（あいさつ）

改めましてこんにちは。大変お忙しい中、ご苦労様でございます。天気が固まらない、秋雨前線で秋の取入れがしたくても出来ない状況下で、非常に天候不順で田んぼもぬかっていて機械配分も容易ままならないという現況にございます。そういう中で皆さんご苦労なさっているのかなと思います。トマトの生産農家の方に話を聞くともう終わってしまったという方もおられるという事で非常に残念な思いがします。緑川道春委員の話によると、これから保証問題はどうなんだという議題が理事会にも上ったそうです。これから色々共済組合、農協さんとも大儀しながら保障問題もでてくるのかなと思われます。玉枝委員さんの話によりますと、これからがおいしいところなんですよ。これからいいトマトが売れて収入にも大きなウェイトを占めるんだという事です。それが病気になってしまって、収入が半減以下、1／3以下あるいは皆無という状況下になって残念だなという思いがします。あと、野菜関係も諸々ですが、今年は天候に悩まされた一年なのかなあと思います。何かしたくても出来ないという

悪循環が繰り返される状況下ですが、これからも頑張って欲しいなと思います。

結びに、本日は最後の農業委員会総会でございます。議案は4件ございます。どうぞ慎重審議を宜しくお願い申し上げ、大変措辞でございますが挨拶とさせていただきます。本日はご苦労様でございます。ありがとうございました。

事務局長

これより3の議事録署名人の選出からは議事進行を会長にお願いする旨を宣した。

議長

早速、暫時の間議長を務めさせていただきます。それでは、第9回中島村農業委員会総会を始めさせていただきます。議事に入る前に議事録署名人の選出について、9番小室武壽委員、1番高村喜則委員を指名した。

議長

議事に入る旨を宣し、議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について事務局に説明を求めた。

事務局長

議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について議案書に従い朗読説明した。

議長

受付番号第9号について質疑に入る旨を宣し、確認担当委員に報告を求めた。

1番高村喜則委員

受付番号第9号につきまして、9月9日に譲渡人・●●●●さん、譲受人・●●●●さんに直接お会いして確認したところ、申請内容のとおり間違えないとの事でした。また、現地についても同日確認したところ問題はなく、また譲受人は農家であり耕作についても問題ないと思われます。以上報告終わります。

議長

只今、確認担当委員より報告がありましたが、質問等ないか詰ったところ。

——全員異議なしの声あり——

議長

異議ないと認め、議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分については、原案のとおり可決決定された旨を宣した。

議長

引き続き、議案第2号農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について事務局に説明を求めた。

事務局長

議案第2号農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について議案書に従い朗読説明した。

議長

受付番号第2号について質疑に入る旨を宣し、確認担当委員に報告を求めた。

7番緑川道春委員

受付番号第2号につきまして、9月12日に申請人・●●●●さんのお母さんに直接お会いして確認したところ、申請内容のとおり間違いないとの事でした。また、現地についても同日確認したところ問題はなく、農地にも影響はないと思われます。以上報告終わります。

議長

只今、確認担当委員より報告がありましたが、質問等ないか諮ったところ。

——全員異議なしの声あり——

議長

異議ないと認め、議案第2号農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定については、原案のとおり可決決定された旨を宣した。

議長

引き続き、議案第3号農用地利用集積計画に対する意見の決定について事務局に説明を求めた。

事務局長

議案第3号農用地利用集積計画に対する意見の決定について議案書に従い朗読説明した。

議長

受付番号第23号について質疑に入る旨を宣し、確認担当委員に報告を求めた。

1番高村喜則委員

受付番号第23号につきまして、9月9日に貸し手・●●●●●さんに直接お会いして、借り手・●●●●さんには電話にて確認したところ、申請内容のとおり間違いないとの事でした。また、現地についても同日確認したところ問題はなく、また借り手は農家であり耕作についても問題ないと思われます。以上報告終わります。

議長

只今、確認担当委員より報告がありましたが、質問等ないか諮ったところ。

——全員異議なしの声あり——

議長

異議ないと認め、議案第3号農用地利用集積計画に対する意見の決定については、原案のとおり可決決定された旨を宣した。

議長

引き続き、議案第4号中島農業振興地域整備計画の変更[農振除外]（案）に対する意見の決定について事務局に説明を求めた。

事務局長

議案第4号中島農業振興地域整備計画の変更[農振除外]（案）に対する意見の決定について議案書に従い朗読説明した。

議 長

質問等ないか諮ったところ。

—— 全員異議なしの声あり——

議 長

異議ないと認め、議案第4号中島農業振興地域整備計画の変更[農振除外]（案）に対する意見の決定については、原案のとおり可決決定された旨を宣した。

議 長

以上をもって、全議案審議終了につきその他に入る旨を宣した。

局長補佐

その他としてまず1点目、農業委員の皆さんには現在、全国農業新聞の購読をお願いしているんですが、今回の総会をもちましてご退任されるという事で、農業新聞の購読に関しまして、このまま継続されるか中止されるかをお尋ねします。では、中止させていただきます。

2点目、開催通知に同封させていただきましたが、分散会を来週21日の午後6時30分から矢吹町の●●で開催します。出欠を確認させていただきたいのですが、水野谷一男さん、富永正雄さん以外の方は出席という事でよろしいでしょうか。ありがとうございます。

では最後に、この後写真撮影をさせていただきます。宜しくお願ひします。

議 長

以上をもって、閉会する旨を宣した。

閉　　会　　の　　日　　時  
平成30年9月14日 午後2時00分

議決事項及び賛否の数

議案第1号	農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について	原案のとおり可決	賛成10名 反対0名
議案第2号	農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について	原案のとおり可決	賛成10名 反対0名
議案第3号	農用地利用集積計画に対する意見の決定について	原案のとおり可決	賛成10名 反対0名
議案第4号	中島農業振興地域整備計画の変更[農振除外]（案）について	原案のとおり可決	賛成10名 反対0名